

オーストラリア会社法概説

日本法との相違点を中心として

2014年12月16日

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所
パートナー弁護士 加納寛之

本日の内容

1. 豪州会社法の特徴
2. 取締役の義務と責任
3. 会社の買収手続
4. 会社の外部管理
5. 総括 & 質疑応答

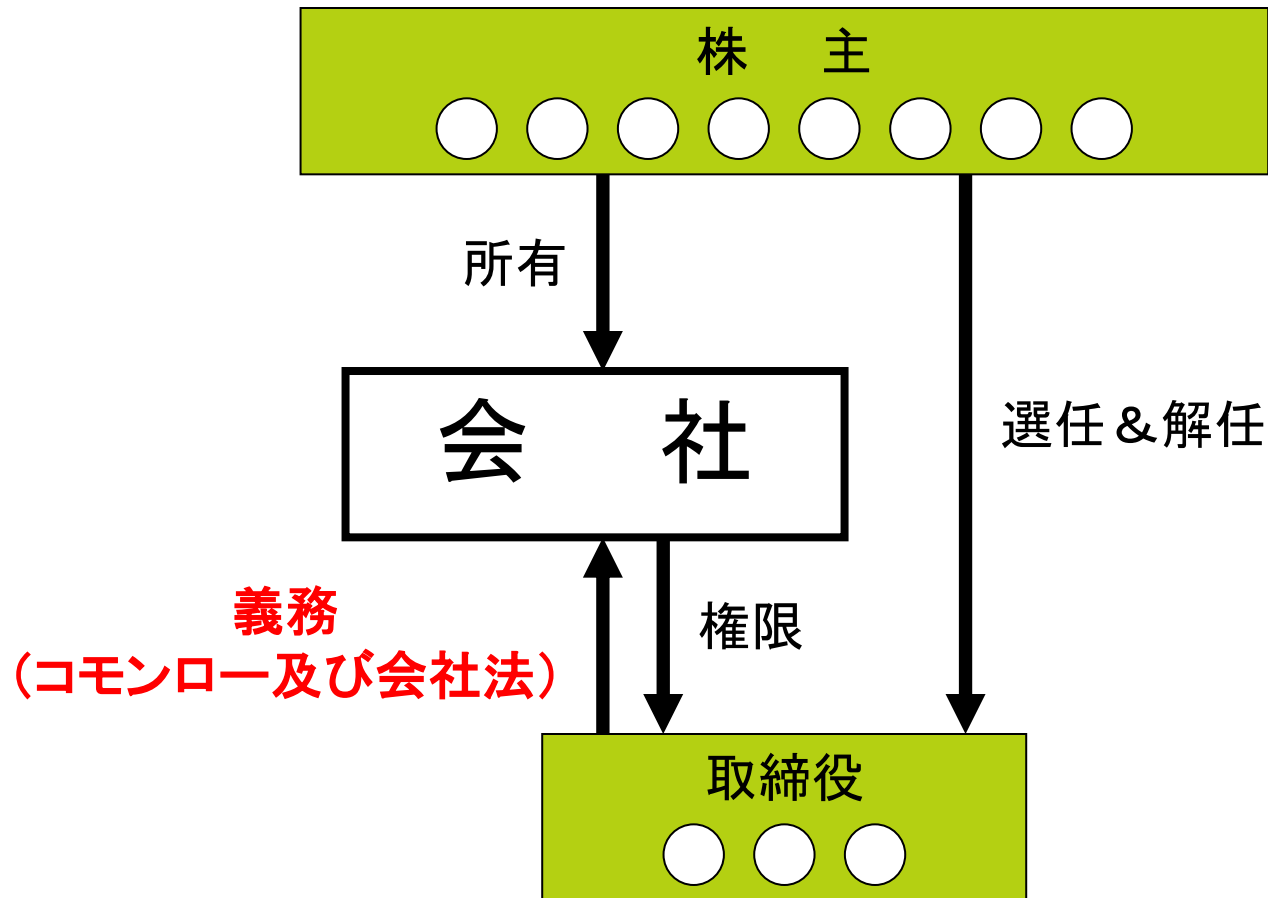
1. 豪州会社法の特徴

- ▶ 日本法における金融商品取引法の分野（発行・開示規制、公開買付規制、金融取引業規制、インサイダー取引規制等）及び破産法・民事再生法の分野（会社の破産・再生手続）も含む。
- ▶ 会社法（制定法）のみならず、コモン・ロー（判例法）も適用される。
- ▶ 連邦法であり、オーストラリア全土に等しく適用される。
- ▶ 法律用語や法律上の概念の日本法との相違に注意。

2-1. 取締役(DIRECTOR)の定義

- ▶ 会社法上の定義(会社法9条)
 - » 取締役(director)に選任された者
 - » 代理取締役(alternate director)に選任され、その立場で行動する者
 - » 正式に取締役に選任されていないが、取締役と同様の行為を行う者(事実上の取締役 - de facto director)
 - » 正式に取締役に選任されていないが、その指示や意思に従って取締役会が行動することが慣行となっている者(陰の取締役 - shadow director)
- ▶ 肩書きよりも実質的な行動や影響力によって取締役かどうか判断される

2-2. 取締役と会社の基本的な関係



2-3. 取締役の義務と責任

- ▶ 取締役は、会社法上の義務とコモン・ロー上の義務（信認義務 - fiduciary duties）の両方の義務を負う
 - » 合理的な注意・技能・勤勉さをもって会社経営を行う義務
 - » 会社の最善の利益のために誠実に権限を行使する義務
 - » 正当な目的のために権限を行使する義務
 - » 利益相反行為を回避する義務
 - » 地位及び会社の情報の濫用を避ける義務
 - » 重要な個人的利益を通知する義務
 - » 支払不能の状態における取引（破産取引 - insolvent trading）を避ける義務

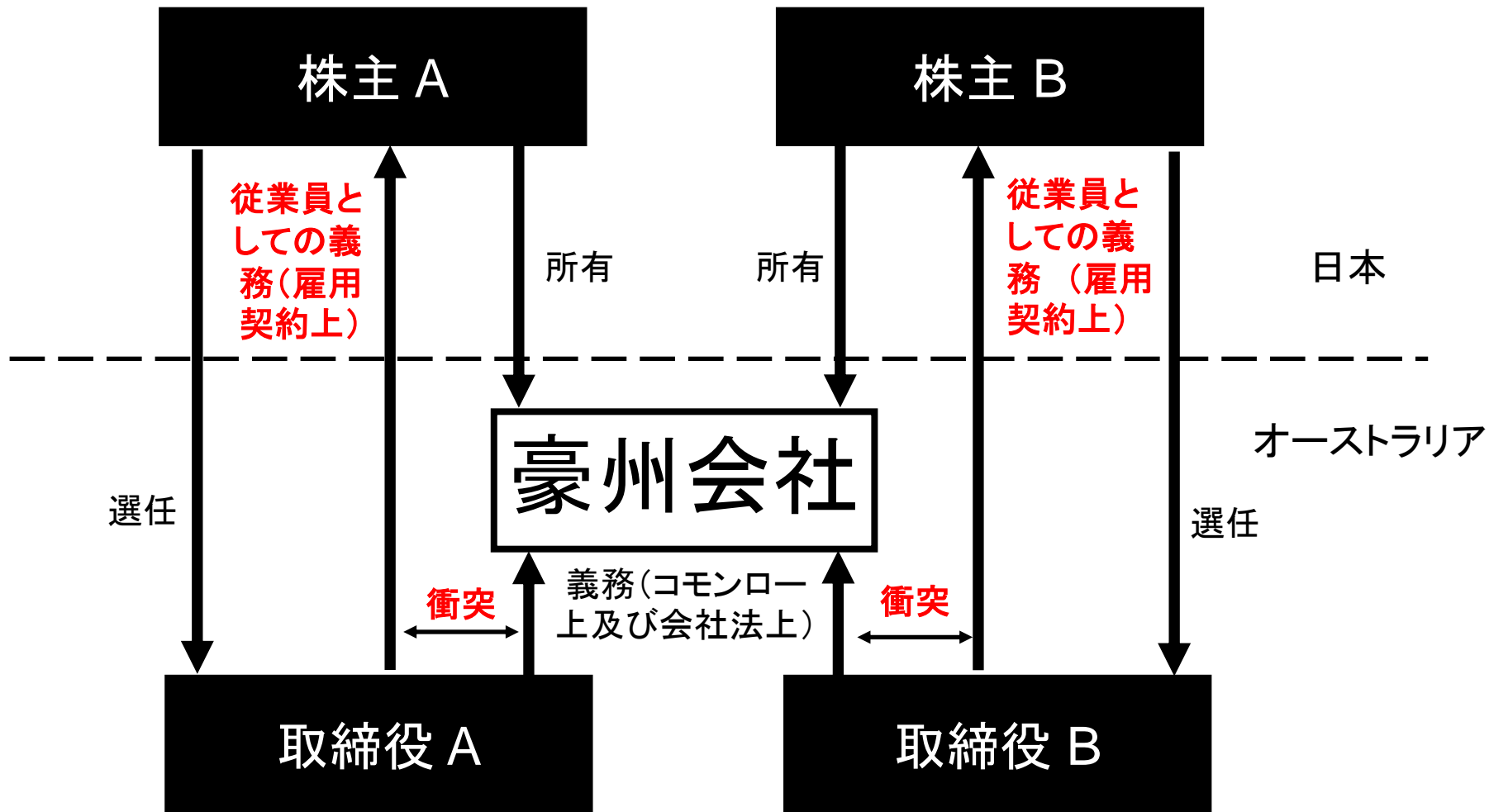
2-4. 義務違反がもたらす結果

- ▶ コモン・ロー上の義務の違反
 - » 利益の返還 - 違反から生じた利益を会社に返還
 - » 衡平法的補償 - 違反の結果生じたあらゆる損失について会社に償還する(実損の填補)
 - » 差止め - 継続的な義務違反を防ぐため利用可
 - » 衡平法的損害賠償 - 信認義務が果たされていたであろう場合と同じ状況に会社を戻す(逸失利益も賠償)
- ▶ オーストラリア会社法上の義務の違反
 - » 金銭的制裁(罰金)
 - » 損害賠償
 - » 一定期間の会社経営の資格停止
 - » **刑事罰**

2-5. 「取締役」でなければ大丈夫か？

会社法上の義務	取締役	他の役員 (Officer)	(役員でない) 従業員
注意及び勤勉(180条)	○	○	×
誠実(Good faith)及び正しい 目的(181条)	○	○	×
地位及び会社の情報の濫用 を避ける(182条及び183条)	○	○	○
支払不能の状況における取 引を避ける(588G条)	○	×	×

2-6. 派遣された取締役の注意点は？



2-7. 会社の補償とD&O保険で大丈夫？

- ▶ 日本法と異なり、取締役の会社に対する責任を免除・軽減することは禁じられている。
- ▶ 取締役の会社以外の第三者に対する責任を会社が補償することは認められている（但し、善管注意義務違反による責任を除く）。
- ▶ D&O保険（Directors' & Officers' Liability Insurance）の利用（但し、故意の違反行為、及び取締役の地位・会社の情報の濫用による責任を除く）

3-1. 会社の買収手法

- ▶ 株主が50名未満の会社（非上場であることが多い）の買収方法
 - » 既存株主からの株式譲渡 (share transfer)
 - ▶ 株主が50名以上いる会社（上場会社であることが多い）の買収方法
 - » 公開買付 (takeover bid)
 - » 調整スキーム (scheme of arrangement)
- * オーストラリアには、日本の会社法上の合併、会社分割に相当する組織再編の法的枠組は存在しない

3-2. 株主が50名未満の会社の買収

- ▶ 会社買収の大部分がこれに該当
- ▶ 株式譲渡手続
 - » 譲渡手続に関する法的枠組なし
 - » 株主との相対取引または入札手続
 - » ASICや裁判所の許可の必要なし

3-3. 株主が50名以上の会社の買収

- ▶ 20%を超える株式取得の原則禁止
- ▶ 二つの主要な例外
 1. 公開買付
 - ▶ 買付者主導の手続
 - ▶ 買付オファーに応じるかどうかは個々の株主の自由
 - ▶ 強制取得(オファーした株式の75%以上を取得し、かつ対象会社の株式の90%以上を取得した場合)
 2. 調整スキーム
 - ▶ 対象会社主導の手続
 - ▶ 株式を100%取得させる(All or Nothing)
 - ▶ 対象会社の株主総会における特別決議(決議に参加した株主の数の過半数かつ議決権の75%の賛成)が必要
 - ▶ ASICの審査及び裁判所の許可が必要
 - ▶ 敵対的買収には使えない

4. 外部管理の定義・種類

- ▶ 外部管理（external administration）：取締役会が会社の管理・経営を行う権限を喪失し、取締役以外の外部の者に当該権限が移管されること
 - ▶ 外部管理の種類
 - » レシーバーシップ（receivership）：担保権の実行
 - » 任意管理（voluntary administration）：再生型手続
 - » 清算（liquidation / winding up）：清算型手続
- * オーストラリアには、日本と異なり、DIP（debtor in possession）型の手続は存在しない。

4-1. レシーバーシップ

- ▶ 目的：会社の担保権者のための担保資産の管理・処分・換価
- ▶ 外部管理者：レシーバー（通常、レシーバーの権限は担保資産に関してのみ及ぶ）
- ▶ 用途：担保権の実行
- ▶ 債権者に対する効果：債権者の個別債権行使は禁止されず、会社に対する強制執行・訴訟手続も停止しない
- ▶ 手続の流れ：レシーバーの選任→担保資産の管理・処分・換価→被担保債権の弁済

4-2. 任意管理

- ▶ 目的：会社の事業の存続可能性の調査、及び（存続可能性があれば）会社調整契約（DOCA）の締結・実行
- ▶ 外部管理者：管財人
- ▶ 用途：支払不能状態にあるが、その事業に存続可能性のある会社の再生
- ▶ 債権者に対する効果：DOCA締結前は、手続外での債権行使は禁止され、会社に対する強制執行・訴訟手続は停止し、担保権の行使（全財産担保権の行使を除く）も禁止される；DOCA締結後はDOCAの規定に従う
- ▶ 手続の流れ：管財人の選任→第1回債権者集会→会社の事業・資産の調査→第2回債権者集会（DOCAの締結又は清算手続）→DOCAに従った会社の運営又は清算手続への移行

4-3. 清算

- ▶ 目的：会社財産の換価及び債権者への公平な分配
- ▶ 外部管理者：清算人
- ▶ 用途：会社の清算
- ▶ 債権者に対する効果：手続外での債権行使は禁止され、会社に対する強制執行・訴訟手続は停止するが、担保権の行使は制限されない（但し、株主による任意清算の場合を除く）
- ▶ 手続の流れ：清算人の選任（裁判所の命令又は株主総会/債権者集会の決議による）→会社の資産の調査・換価（債権回収、否認権行使を含む）→債権者への分配→裁判所の命令又は株主総会/債権者集会の決議→会社登記の抹消

www.claytonutz.com